

国立大学法人福島大学 第4期中期目標

(前文) 法人の基本的な目標

- 福島大学は、創立以来、福島の地において、自由・自治・自立の精神に基づき、教育、産業、行政など広く各界へ専門的人材を輩出してきた。平成16年及び令和元年の全学再編を経て、ユニークな学群・学類・学系制度に基づく、文理融合の教育・研究を推進することで、地域に存在感と信頼感のある高等教育機関を目指してきた。
- とりわけ、平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以来、本学は一丸となって、被災者・被災地域の復興支援をはじめ、多様な研究分野の連携の下、地域に貢献してきた。この知見を地方の人口減少・超少子高齢化社会における「新しい地域社会づくり」へと展開し、「地方創生に資する大学」として、社会を牽引していく。加速化する21世紀的課題に即した研究の複合化、「解のない問い」に果敢に挑み社会に変革をもたらす人材の育成を行い、地域づくりの要としての役割を果たす。
- 第4期中期目標期間において、以下の目標を掲げ、地域と共に21世紀的課題に立ち向かうにあたり、福島の課題解決を世界の課題解決につなげ、中核的学術拠点を目指す。
 - 1 教育においては、地域の現状や課題と大学の学びをつなげ、地域実践型学習の充実やグローバル化、ICT化の推進を図り、イノベーション人材の育成を推進する。教育の内部質保証をさらに強化し、学士課程から修士・博士課程まで理念を一貫させるとともに、地方におけるSociety5.0時代に向けた特徴ある教育システムを創造する。
 - 2 研究においては、学類各分野の高度な融合と総合性を実現させるために、異分野間の共同研究を推進する。地域課題・21世紀的課題に対応した基盤研究を強化するとともに、研究の種の発掘・育成を行い、学類・研究科の「強み」を伸ばす。外部機関との連携を強化し、全学のセンター及び研究所を再編して先端研究を推進するとともに、福島国際研究教育機構の事業に参画し、大学の機能を拡張することで、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。
※福島国際研究教育機構：福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人として、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等の研究開発等を目的とし、令和5年4月に福島県双葉郡浪江町に設立。
 - 3 地域貢献においては、震災復興支援を継続するとともに、教育・研究と高度に連携したアクション・リサーチ型の仕組みを構築する。そのために地域と協働し、学生の学びの場・研究のフィールド・地域の課題解決の3領域を有機的に融合させる。10年後20年後を見据えた地域の在り方を追求し、地域社会に新しい形を提案する。
 - 4 大学経営においては、福島県内外の大学及び高等学校等との連携を強化し、上記3分野を補完し得る体制を構築する。また、地域社会に開かれた大学として、ステークホルダーと課題を共有するエンゲージメント型経営をめざす。外部資金の獲得を強化し、財政を安定させる。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

- 1 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①
- 2 我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信する

ことで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③

2 教育

- 3 国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④
- 4 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。（学士課程）⑥
- 5 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。（修士課程）⑦
- 6 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

3 研究

- 7 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

- 8 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑮
- 9 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。（附属学校）⑰

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 10 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑳
- 11 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。㉒

III 財務内容の改善に関する事項

- 12 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。㉓

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- 13 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②④

V その他業務運営に関する重要事項

- 14 AI・RPA (Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤